

国立大学法人三重大学 公的研究費不正防止計画

役員会
令和4年3月24日最終改正

1. 趣旨

三重大学における公的研究費の管理・監査の基本方針8. (3)に基づき、不正を発生させる要因に対する公的研究費不正防止計画を以下のとおり定める。

なお、この不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを図るものとする。

2. 責任体制の周知・定着

起こりうる不正の内容	不正を発生させる要因	取組内容	
		公的研究費不正防止推進委員会（以下、委員会）等	各部局等
【不正一般】 管理・監督がなされず、適切な経理を行う意識不足による不正発生。	責任体制が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能しない。	(2-1:委員会) 基本方針により「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「公的研究費コンプライアンス推進責任者」を定め、役割を明確化し、HPに掲載する。	(2-2) 各部局等において公的研究費コンプライアンス教育を実施する際に、責任体制を周知する。
	責任体制の周知が不十分で、責任意識が定着しない。		

3. ルールの明確化・統一化

起こりうる不正の内容	不正を発生させる要因	取組内容	
		委員会等	各部局等
【不正一般】 適切な経理を行う意識不足による不正発生。	公的研究費の事務処理手続に関するルールが理解されていない。	(3-1:委員会) 事務処理手続に関するマニュアルを作成し、HPに掲載する。 (3-2:財務部) ルールの解釈の統一化を図るため、「質疑応答」を作成し、HPに掲載する。	(3-4) 各部局等において公的研究費コンプライアンス教育を実施する際に、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に事務処理手続に関するルールを周知する。 また、公的研究費の運営・管理に関わる学生などにも広く周知する。
	ルールの例外的な処理が多く、ルールと運用の実態が乖離している。	(3-3:財務部) ルールの例外的な処理は、極力これを認めない。やむを得ず認める必要がある場合には、手続を明確にする。	

4. 職務権限の明確化

起こりうる不正の内容	不正を発生させる要因	取組内容	
		委員会等	各部局等
【不正一般】 抑止効果が希薄になることによる不正発生。	職務権限が曖昧なため、十分なチェックが機能しない。	(4-1:財務部) 職務権限及び決裁手続の明確化を図るとともに、HPに掲載し、本学内外に周知する。 (4-2:財務部) 研究者発注の範囲をマニュアル及びHPに掲載し、本学内外に周知する。	(4-3) 各部局等において公的研究費コンプライアンス教育を実施する際に、職務権限と責任について示し、担当者に対して自覚を促す。

5. 関係者の意識向上

起こりうる不正の内容	不正を発生させる要因	取組内容	
		委員会等	各部局等
【不正一般】 適切な経理を行う意識不足による不正発生。	公的研究費の原資の大部分が「国民の税金」であるという意識が希薄である。	(5-1:最高管理責任者) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を定め、HPに掲載する。 (5-2:委員会) 全学を対象として開催する公的研究費の不正防止に係る説明会等で、意識向上のための啓発を繰り返し行う。	(5-3) 公的研究費コンプライアンス推進責任者は、各部局等における公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、公的研究費コンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握する。

6. 通報等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

起こりうる不正の内容	不正を発生させる要因	取組内容	
		委員会等	各部局等
【不正一般】 抑止効果が希薄になることによる不正発生。	通報等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用が曖昧である。	(6-1:委員会) 通報窓口を設置し、学内外に周知するとともに、不正に係る情報が迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。 (6-2:委員会) 公的研究費の不正の調査等に関して、必要な事項を規程等に定める。	(6-3) 各部局等において公的研究費コンプライアンス教育を実施する際に、通報窓口とその利用方法について周知する。 (6-4) 各部局等において公的研究費コンプライアンス教育を実施する際に、不正が発覚した場合の本学の措置等について周知する。

7. 不正要因の把握、不正防止計画の策定・実施及びモニタリング

起こりうる不正の内容	不正を発生させる要因	取組内容	
		委員会等	各部局等
【不正一般】 自主的取組が実施できないことによる不正発生。	不正発生の要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定していない。	(7-1:委員会) 公的研究費不正防止推進委員会は、三重大学全体の観点から不正防止計画を策定する。	(7-9) 公的研究費コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画に基づき各部局等における取組を実施し、報告する。
【預け金】 架空の取引を行い、預け金として取引業者にプールさせる。	取引業者と共謀して虚偽の納品書を作成する。	(7-2:財務部) 購入物品の現物確認及び使用状況について、納入検収後に抽出検査を行う。	
【物品の不正処分等】 パソコンなど換金性の高い物品を不正に処分し、その対価を得る。	納品物の管理体制が不十分である。	(7-3:財務部) 換金性の高い物品に関して、抽出による現物確認を行う。	
【カラ出張】 架空の出張の旅費を不正に請求する。	出張報告書及び出張の実態を証明する書類の提出が求められていない。	(7-4:財務部) 出張の実態確認のため、全ての経費について出張報告書等の提出を求める。 (7-5:財務部) 出張用務先等への事実確認の抽出監査を行う。	
【旅費の二重請求】 同一旅行に係る旅費を、複数の機関に不正に請求する。	同一旅行に係る旅費の二重請求へのチェック体制が整備されていない。	(7-6:財務部) 二重請求の有無の確認のため、他機関から旅費が支給される場合には、出張申請または報告時に、その旨を入力させる。	
【カラ賃金】 【カラ謝金】 実態のない賃金等を支出し、これを還流させる。	雇用管理等が教員単独で行われている。	(7-7:財務部) 現場での勤務実態確認及び依頼業務遂行確認、振込先口座の名義確認について、抽出検査を行う。	
【不正一般】 抑止効果が希薄になることによる不正発生。	チェックの形骸化により、実効性のある検査が実施されない。	(7-8:財務部) 書面によるチェックを行う場合、形式的な書類の照合ではなく、ルールや研究内容等との整合性を確認するように実施し、必要に応じて照会や現物確認を行う。	

8. 公的研究費の適正な運営・管理

起こりうる不正の内容	不正を発生させる要因	取組内容	
		委員会等	各部局等
【不正一般】 研究費の過不足を埋めようとする事による不正発生。	予算執行計画と予算執行状況の把握が十分でないため、公的研究費の過不足が生じる。	(8-1:財務部及び医学・病院管理部) 公的研究費の執行状況の把握に努め、執行が年度末に集中する等の問題が生じる場合は、必要に応じて研究者にその理由を確認するとともに、早期執行を促す。 (8-2:研究・地域連携部) 正当な理由により、公的研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、予算によっては繰越制度等の活用が可能であり、また、公的研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知する。	
【預け金】 架空の取引を行い、預け金として取引業者にプールさせる。	発注段階での財源特定がされておらず、事務局が予算執行状況を把握できない。	(8-3:財務部及び医学・病院管理部) 執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底する。	(8-6) 予算使用責任者は、発注段階での財源特定を徹底する。
【カラ発注】 【預け金】 研究者まかせとなることによる取引業者との癒着の発生。	本学構成員と取引業者とが緊密な関係になり過ぎる。	(8-4:財務部) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、学内外に周知する。 (8-5:財務部) 一定のリスク要因・実効性を考慮した上で、取引業者に誓約書等の提出を求める。	(8-7) 各部局等において公的研究費コンプライアンス教育を実施する際に、取引業者との接触は必要最小限とするよう、注意喚起する。

9. 情報発信・共有化の推進

起こりうる不正の内容	不正を発生させる要因	取組内容	
		委員会等	各部局等
【不正一般】 ルールへの認知不足による不正の発生。	ルール等に係る相談窓口が存在しない。	(9-1:委員会) 相談窓口を設置し、学内外に周知する。 (9-2:委員会) 公的研究費の不正防止に関する取組をHPで公表する。	(9-3) 各部局等において公的研究費コンプライアンス教育を実施する際に、相談窓口について周知する。

10. 監査体制及びモニタリング

起こりうる不正の内容	不正を発生させる要因	取組内容	
		委員会等	各部局等
【不正一般】 チェックの形骸化による不正の発生。	実効性のある監査が実施されない。	(10-1:監査チーム) 不正リスクに対する重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施する。	

(※1) 構成員とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及び本学が付与した称号を用いて科学研究費を申請し、採択されている者をいう。